過去の指摘内容：認知症対応型共同生活介護（GH）、（看護）小規模多機能型居宅介護

| 項目 | 問題点 | 指摘内容 |
| --- | --- | --- |
| 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 | 外部評価緩和対象となった場合で、自己評価を実施していない | 外部評価緩和対象（２年に１回）となった場合であっても、自己評価については１年に１回以上実施すること。※外部評価について、運営推進会議を通じて実施することも可能となったが、この場合は外部評価緩和措置の要件から外れる。 |
| 評価の結果等を公表していない。 | 評価機関が、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム （ＷＡＭＮＥＴ）」を利用して「自己評価及び外部評価の結果」及び「目標達成計画」（以下 「評価結果等」という。）を公表するのとは別に、事業所は評価結果等の公表について下記のとおり実施すること。①利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、 説明②事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により広く開示③利用者及び利用者の家族へ送付等により提供④指定を受けた市に評価結果等を提出⑤評価結果については、自ら設置する運営推進会議において出席者に説明※「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 97 条第７項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成 18 年 10 月 17 日老計発第 1017001 号）参照。 |
| 従業者の員数（計画作成担当者） | 計画作成担当者が必要な研修を修了していない。 | ・認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者は「認知症介護実践者研修」（（看護）小規模多機能型居宅介護の場合は「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」）を修了していること。・交代等で新たに計画作成担当者として従事する場合、市からの推薦を受けて埼玉県に研修の申込を行い（研修の実施状況による）、当該計画作成担当者が研修を修了することが確実に見込まれれば人員欠如とならないが、それ以外は人員欠如となり減算の対象となる。交代となる事象が発生した場合は、埼玉県の研修開催の時期を確認し、最短で終了できるようにすること。※計画作成担当者は最低１名は介護支援専門員である必要があり、２人以上計画作成担当者を確保する場合であって、そのうち介護支援専門員でない計画作成担当者がいる場合、介護支援専門員は当該計画作成担当者の業務を監督する必要がある。ただし、介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員、介護老 人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関 し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができる。 |
| 短期利用 | 運営規程や、重要事項説明書、契約書等に短期利用認知症対応型共同生活介護（（看護）小規模多機能型居宅介護）の内容について記載がない。 | 短期利用認知症対応型共同生活介護（（看護）小規模多機能型居宅介護）の届け出をする場合には、運営規程や、重要事項説明書、契約書等にサービスの内容や利用料金について記載すること。 |
| 医療連携体制加算医療連携体制加算 | 看護職員の勤務実態、業務内容が確認でいない。 | 看護職員の勤務実態が確認できるよう、体制を明確にすること。・事業所の職員である看護職員又は医療機関や訪問看護ステーション等との連携により、２４時間連絡相談できる体制を確保すること。また、そのことがわかるように契約を締結すること。 |
| 重度化した場合の対応に係る指針について同意を得ていない。 | 重度化した場合の対応に係る指針について、**入居の際に**入居者又はその家族に説明し、同意を得ること。 |
| 身体拘束廃止未実施減算 | ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催していない。・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果を従業者に周知していない。 | 身体拘束の実施の有無に関わらず、委員会は3月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知すること。誤　減算対象

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ４月 | ５月 | ６月 | ７月 |
| ● |  |  |  |
| ８月 | ９月 | 10月 | 11月 |
| ● |  |  | ● |
| 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
|  |  | ● |  |

正

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ４月 | ５月 | ６月 | ７月 |
| ● |  |  | ● |
| ８月 | ９月 | 10月 | 11月 |
|  |  | ● |  |
| 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
|  | ● |  |  |

 |